

輪之内町内中小企業者向け 電気料金等価格高騰対策補助金

高騰した電気料金、ガス料金の一部を補助します。

対象者 町内に事業所があり、事業を営む中小企業者等

支給額 $\left[\begin{array}{l} \text{対象月※1の電気料金} \\ \text{ガス料金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{比較月※2の電気料金} \\ \text{ガス料金} \end{array} \right]$

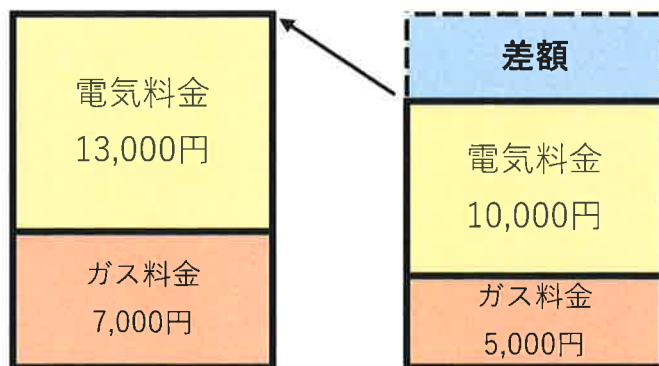
$\times 12 = \text{支給額}$

※1 令和5年1月～8月のうち任意のひと月

※2 対象月の前年同月

上限額 法人・個人事業主問わず一律上限**10**万円

計算例



【令和5年6月】合計20,000円 - 【令和4年6月】合計15,000円 = 【差額】5,000円

〈申請額〉 $5,000円 \times 12 = 60,000円$

申請期間

令和5年8月8日 ~ 令和5年12月28日

申請方法

裏面の「必要書類」および「提出先」を参照

必要書類

- ① 輪之内町電気料金等高騰対策補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助対象経費計算シート（別紙）
- ③ 輪之内町電気料金等価格高騰対策補助金申請に関する誓約書（様式第2号）
- ④ 事業者が存在していることが確認できる書類
 【法人】履歴事項全部証明書の写し(3ヶ月以内のもの) 等
 【個人】所得税確定申告書 等
- ⑤ 輪之内町内で営業活動を行っていることがわかる書類
 チラシ・パンフレット、ホームページ画面のコピー、
 内観・外観写真 等
- ⑥ 補助対象経費の額が確認できる書類
 領収書、通帳のコピー 等
- ⑦ 輪之内町電気料金等価格高騰対策補助金請求書（様式第7号）
- ⑧ 振込先口座のわかる書類
 【個人事業主のみ】
- ⑨ 申請者の本人確認書類

その他

- 申請書類の交付書類は、町のHPまたは以下の窓口です。
- ①輪之内町商工会が発送する封筒に同封させていただきました。
 - ②対象事業所は中小企業基本法第2条第1項から第4項の規定に基づき、以下の表に該当する事業所です。
 ご確認をお願いいたします。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

【提出先】 輪之内町役場 産業課

〒503-0292 安八郡輪之内町四郷2530番地の1

【提出方法】 窓口提出または郵送（必着）

【問合せ先】 〈電話〉 0584-69-3138 〈メール〉 sangyou@town.wanouchi.lg.jp